

## 小郡市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助することにより、震災に強いまちづくりに寄与することを目的として交付する小郡市木造住宅耐震改修工事費補助金に関して、小郡市補助金等交付規則（平成8年小郡市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会（昭和48年1月5日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。）による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修工事 耐震診断の結果、木造住宅の上部構造評点が1.0未満のものについて、建物全体を1.0以上又は1階部分を1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）をいう。
- (3) 木造住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー工法をいう。）で建築された木造一戸建て住宅をいい、かつ、店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2分の1未満のものをいう。
- (4) 施行者 木造住宅の所有者で、耐震改修工事を行う者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号の要件全てに該当する施行者とする。

- (1) 本要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

2 前項第1号に該当する者については、市長が施行者に特にやむを得ない事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず当該施行者を補助対象者とすることができる。

(補助金の交付)

第4条 市長は、施行者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付対象となる木造住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市内に存在するもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築したもの又は昭和56年5月31日以前に合法的に建築したもの(昭和56年6月1日以降に増築等を行ったものを含む。)
- (3) 耐震診断を行い、木造住宅の上部構造評点が1.0未満のもの
- (4) 地階を除く階数が2以下のもの
- (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令の規定に違反していないもの

(交付の対象とする費用)

第6条 補助金の交付の対象となる費用は、耐震改修工事に要する費用のうち、補助対象住宅における住宅の用に供する部分の耐震改修工事(以下「補助対象工事」という。)に要する費用とする。

(補助金の交付額等)

第7条 耐震改修工事に対する補助金は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 1戸につき600,000円を上限とし、補助対象工事に要する費用の額の50パーセントに相当する額と補助対象工事を行う部分の延べ面積に1m<sup>2</sup>当たり32,600円を乗じて得た額の50パーセントに相当する額を比していずれか低い方の額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額
- (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いた同項第1号の額を交付するものとする。

(耐震改修工事の事前協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする施行者は、耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前に、当該工事について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする施行者(以下「申請者」という。)は、小郡市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付又は不交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、小郡市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定したときは、小郡市木造住宅耐震改修工事費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

(補助金交付申請の取下げ)

第11条 申請者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助対象工事の一部又は全部を中止、又は廃止する場合においては、速やかに小郡市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請取下届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに小郡市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定(一部・全部)取消通知書(様式第5号。以下「取消通知書」という。)により申請者に対して通知するものとする。

(補助対象工事の内容の変更)

第12条 申請者は、第10条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助対象工事の内容を変更するときは

、速やかに小郡市木造住宅耐震改修工事費補助金交付変更申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助対象工事の内容の変更を決定したときは、小郡市木造住宅耐震改修工事費補助金交付変更通知書（様式第7号）を申請者に通知するものとする。  
（補助対象工事の遂行）

第13条 申請者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助対象工事を行わなければならない。  
（検査）

第14条 市長は、必要と認める場合においては、補助対象工事の工程を指定し、検査を実施することができる。

- 2 市長は、補助対象工事が適切に行われていないと認める場合には、補助対象工事が適切に行われるよう申請者に指導するものとする。この場合において、申請者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

（実績報告）

第15条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、速やかに小郡市木造住宅耐震改修工事費完了実績報告書（様式第8号）に係る書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助対象工事の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小郡市木造住宅耐震改修工事費補助金額確定通知書（様式第9号）により申請者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第17条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申請者は、小郡市木造住宅耐震改修工事費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第18条 市長は、前条の規定に基づく補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第19条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を補助対象工事以外の用途に使用したとき。

(3) 第14条第2項の規定による指導に従わないとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第16条に定める補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、取消通知書により申請者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、小郡市木造住宅耐震改修工事費補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(書類の整備及び保存)

第21条 申請者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整理し、補助金交付決定を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。